

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集について

令和 5 年 12 月 18 日
内閣府大臣官房政策評価広報課

今般、内閣府では、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年内閣府令第 17 号）の一部改正を予定しています。

つきましては、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について、国民の皆様から御意見を募集するため、下記のとおりパブリックコメントを実施いたします。

記

1. 御意見募集期間

令和 5 年 12 月 18 日（月）～令和 6 年 1 月 19 日（金）

※メールの場合は締切日必着、郵送の場合は当日消印有効

2. 御意見募集の対象

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案

3. 資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配付

東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 9 階

内閣府大臣官房政策評価広報課

4. 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により日本語にて提出してください。

なお、お電話での御意見提出は受け付けておりませんので、御了承ください。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合

以下の URL により意見募集フォームにアクセスし、御提出ください。

<https://form.cao.go.jp/cao/opinion-0118.html>

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) メールの場合

以下のメールアドレスに送信してください。

メールアドレス：g.seisakuhyouka※cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、件名は「内閣府令案に関する意見」としてください。また、ファイル添付によるトラブル防止のため、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください。

(3) 郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館9階
内閣府大臣官房政策評価広報課 宛て

※封書の場合は、封筒表面に「内閣府令案に関する意見在中」と朱書きで明記してください。

5. 記入事項

メール又は郵送にてお送りいただく場合は、以下の事項を御記入ください。

インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。

【1】氏名（法人・団体等の場合はその名称、代表者名、部署名及び担当者名）

【2】郵便番号

【3】住所（法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

【4】電話番号又は電子メールアドレス

【5】御意見

6. 御意見の提出上の注意

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- ・ お寄せいただいた御意見につきましては、府令改正案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。